定　　款

第１章　総　則

（名　称）

第　１　条　当法人は、一般社団法人大阪医療機器協会（英文ではＯＳＡＫＡ　ＭＥＤＩＣＡＬ　DEVICE　ASSOCIATION と表示する。略称Ｏ．Ｍ．Ｄ．Ａ）と称する。

（目　的）

第　２　条　当法人は、会員相互の連絡、啓発及び親睦に努め、かつ医療機器業界の発展と結束をはかり、もって国民の医療福祉に貢献することを目的とする。

②　当法人は、前項の目的を達成するため次の事業を行う。

（１）学会等における会員の取り扱い製品に関する展示及び印刷物の配布

（２）会員及び従業員の資質向上発展に寄与する研修会・講演会等の開催

（３）会員相互の情報交換及び親睦

（４）関係官庁及びその他の団体からの通達・通知等、会員に対する伝達及び周知徹底

（５）関係官庁及びその他の団体からの諮問、依頼等に対する答申、建議又は具申

（６）その他、目的達成に必要な事業

③　当法人は、一般社団法人日本医療機器販売業協会及び一般社団法人日本医療機器工業会に参画し、加盟団体と協力してその目的を達成するものとする。

（主たる事務所の所在地）

第　３　条　当法人は、主たる事務所を大阪市に置く。また奈良県・和歌山県に奈良県支部・和歌山県支部を置く。

（公告方法）

第　４　条　当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

（機　関）

第　５　条　当法人は、当法人の機関として社員総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

第２章　会員及び社員

（会員の種類）

第　６　条　当法人の会員は次の２種とする。

（１）正会員　主に大阪府・奈良県・和歌山県に事業所があり、医療機器若しくは関連する機器の製造、輸入又は販売を営む企業で当法人の目的に賛同して入会した法人若しくは個人、または理事会で承認された法人若しくは個人。

（２）準会員　医療機器関連産業への参入希望のある医療機器関連業種以外の法人若しくは個人で、当法人の目的に賛同して入会した法人若しくは個人

（入会）

第７条　当法人の正会員となるには、正会員２名の紹介並びに当法人所定の入会申込書及び経歴書により入会の申込をし、理事会の承認を得なければならない。ただし、適当な正会員２名の紹介がない場合は、正会員となろうとしている法人若しくは個人の登記事項証明書若しくは住民票を提出し、法人若しくは個人の状況を報告して理事会の承認を得なければならない。

（会員の義務）

第８条　会員は、本定款並びに社員総会及び理事会の決議事項を遵守しなければならない。

②　会員は、届出事項に変更が生じたときは、速やかに届け出なければならない。

③　会員は、社員総会で定める額の会費を支払わなければならない。本条の会費のうち正会員が支払う会費は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）第２７条に規定する経費とする。

（社員の権利）

第９条　当法人の会員のうち正会員をもって、法人法に規定する社員とする。

②　社員は、社員総会において議決権を行使し、当法人の業務運営に対し意見を述べ、かつ、説明を求めることができる。

③　社員は、代理人を登録することができる。ただし、代理人を変更する場合には、変更届を提出しなければならない。

（退社及び除名）

第１０条　社員は、次に掲げる事由によって退社する。

（１）各社員本人の退社の申出。ただし、申出は、退社しようとする日の３０日前までに書面によることとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。

（２）死亡又は解散

（３）法人法上の総社員の同意

（４）除名

②　社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第１７条第２項の社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。この場合は、当該社員に対し、社員総会の１

週間前までに除名する旨の通知をし、社員総会において弁明の機会を与えなければならない。

（１）この定款その他の規則に違反したとき

（２）当法人の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき

（３）その他除名すべき正当な事由があるとき

③　前項により除名が決議されたときは、その社員に対し通知をする。

（拠出金品の不返還）

第１１条　社員資格を喪失したときは、理由の如何を問わず、既納の入会金、会費及びその他の拠出金については返還しない。

第３章　社員総会

（招　集）

第１２条　当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から２か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

②　社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき代表理事がこれを招集する。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会が定めた順位に従い他の理事がこれを招集する。

③　社員総会を招集するには、会日の１週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。

（招集手続の省略）

第１３条　社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

（議　長）

第１４条　社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会が定めた順位に従い他の理事がこれに代わるものとする。

（議決権）

第１５条　社員総会における議決権は、社員１名につき１個とする。

（社員総会の決議事項）

第１６条　社員総会は、次の事項について決議する。

（１）社員の除名

（２）理事及び監事の選任又は解任
（３）計算書類等の承認
（４）定款の変更
（５）解散
（６）常勤の理事及び監事の報酬等の額
（７）理事会が必要と認めた事項
（８）その他社員総会において決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（決議の方法）
第１７条　社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。可否同数のときは、議長の決するところによる。
②　前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。
（１）社員の除名
（２）監事の解任
（３）定款の変更
（４）解散
（５）その他法令で定められた事項

（社員総会の決議の省略）
第１８条　社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は社員から提案があった場合において、その提案に社員の全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

（議決権の代理行使）
第１９条　社員は、正会員の役員又は役員に準ずる者、若しくは正会員の支店等の長又は長に準ずる者等を、代理人として、議決権を行使することができる。

（社員総会議事録）
第２０条　社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及びその社員総会において選出された議事録署名人２名が署名捺印して当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第４章　役員等

（役員の設置）

第２１条　当法人に次の役員を置く。

（１）　理事３名以上２５名以内

（２）　監事３名以内

②　理事のうち、１名を会長、１名以上５名以内を副会長、１名を会計理事とする。

③　法人法上の代表理事を、前項の会長とする。

④　奈良県支部・和歌山県支部の各支部長は理事の中から選任する。

（理事の資格）

第２２条　当法人の理事は正会員の役員若しくは役員に準ずる者のうちから選任するものとする。ただし、満 73 歳の定年に達した者は、理事に選任することはできない。

（理事及び監事の選任の方法）

第２３条　当法人の理事及び監事の選任は、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

②　会長、副会長、会計理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。

③　各理事について、その理事及びその理事の配偶者又は３親等以内の親族その他のその理事と一定の特殊の関係のある者である理事の合計数が、理事総数（現在数）の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

④　監事には、当法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び当法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

（理事の職務及び権限）

第２４条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

②　代表理事は、当法人を代表し業務を執行する。

③　副会長は代表理事会長を補佐し、代表理事会長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順位に従いその職務を代行し、代表理事会長が欠けたときはその職務を行う。

④　会計理事は当法人の財産を管理し、会計業務を処理する。

⑤　その他の理事は、理事会の決議を通じて業務の執行をする。

（監事の職務及び権限）

第２５条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

②　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

（理事、理事長及び監事の任期）

第２６条　理事及び監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

②　会長の任期は、連続して最長２期４年を原則とする。ただし、再任は妨げない。

③　理事に欠員が生じたときは、これを補充することができる。ただし、法令に定める員数を欠かない場合において、理事会において当法人の業務執行に支障がないと認めたときは、この限りでない。

④　理事の補充は、理事会の決議によって補充する者の推薦を行い、当該決議後最初に開催される社員総会の決議によって選任するものとする。

⑤　補充された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

（理事及び監事の報酬等）

第２７条　理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

（名誉会員、顧問及び相談役）

第２８条　当法人の発展のため必要あるときは、名誉会員、顧問及び相談役を置くことができる。

②　名誉会員、顧問及び相談役は、理事会の議決を経て会長が委嘱し、その任期は委嘱した会長の在任期間とする。

③　名誉会員は、かつて当法人の社員であった者で、当法人及び医療機器業界の発展に貢献し特に功績顕著であった者とする。

④　顧問は、学識経験者とする。

⑤　相談役は、当法人及び医療機器業界の発展に特に功労のあった者とする。

⑥　会長は、必要に応じて名誉会員、顧問及び相談役に諸会議への出席を求めて意見を徴することができる。

（役員の損害賠償責任の免除）

第２９条　当法人は、法人法第１１４条第１項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

②　当法人は、法人法第１１５条第１項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限度契約を締結することができる。責任の限度額は、法人法第１１３条第１項の規定による最低責任限度額とする。

第５章　理事会

（招　集）

第３０条　理事会は、代表理事がこれを招集し、会日の１週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

②　代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会が定めた順位に従い他の理事がこれを招集する。

（招集手続の省略）

第３１条　理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

（議　長）

第３２条　理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会が定めた順位に従い他の理事がこれに代わるものとする。

（理事会の職務及び決議事項）

第３３条　理事会は、次の職務を行う。

（１）当法人の業務執行の決定

（２）理事の職務の執行の監督

（３）代表理事の選定及び解職

（４）社員総会に提出する議案

（５）社員総会において理事会に委任された事項

（６）部会及び委員会に提案する事項

（７）理事会において決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（８）その他当法人の運営に関して代表理事が必要と認めた事項

（理事会の決議）

第３４条　理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

②　決議について特別の利害関係を有する理事は決議に加わることができない。

（理事会の決議の省略）

第３５条　理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（職務の執行状況の報告）

第３６条　代表理事会長及び副会長は、毎事業年度に４か月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

（理事会議事録）

第３７条　理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

②　代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第６章　部会及び委員会

（部　会）

第３８条　当法人は、その目的達成に必要な重要事項を研究審議実施するために部会を設置することができる。

②　部会は、部会長１名、副部会長並びに部会員若干名をもって構成する。

③　部会長及び副部会長は、理事の中から理事会の議決を経て会長が委嘱する。

（委員会）

第３９条　理事会は、必要と認めるときは、部会の中に委員会を設置することができる。

②　委員会は、委員長１名、副委員長１名並びに委員若干名をもって構成する。

③　委員会の委員は、理事、会員並びに学識経験者の中から理事会の議決を経て会長が委嘱する。

④　委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。

⑤　委員会は、理事会の諮問に応じ、又はその部門に属する事項に関し会長に意見を具申する。

第７章　計　算

（事業年度）

第４０条　当法人の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（資　産）

第４１条　当法人の資産は、次の各号をもって構成する。

（１）寄附財産

（２）入会金及び会費

（３）その他の収入金

（計算書類等の定時社員総会への提出等）

第４２条　代表理事は、毎事業年度、法人法第１２４条第１項の監査を受け、かつ同条第３項の理事会の承認を受けた計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書を定時社員総会に提出しなければならない。

②　前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告書については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

（計算書類等の備置き）

第４３条　当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書（監事の監査報告書を含む。）を、定時社員総会の日の２週間前の日から５年間、主たる事務所に備え置くものとする。

（剰余金の不分配）

第４４条　当法人は、剰余金の分配はしないものとする。

第８章　事務局

（事務局の設置）

第４５条　当法人は、事務を処理するため事務局を設置する。

②　事務局には、事務局長及び所定の職員を置く。

③　事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。

④　事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、代表理事が別に定める。

第９章　解散及び清算

（解散の事由）

第４６条　当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（清算法人の機関）

第４７条　当法人が解散した場合（法人法第１４８条第５号及び同第６号による解散であって当該破産手続きが終了していない場合を除く。）には、当法人は清算法人となる。この場合、機関として、社員総会及び清算人を設置する。

（清算人及び代表清算人）

第４８条　当法人の解散時に理事であった者は清算法人の清算人とし、代表理事であった者は代表清算人とする。理事若しくは代表理事に事故若しくは支障があるときは、社員総会の決議によって清算人及び法定清算人を選任するものとする。

（残余財産の帰属）

第４９条　当法人が清算する場合に有する残余財産は、国若しくは地方公共団体、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１７号に掲げる法人に贈与するものとする。

第１０章　雑　則

（細　則）

第５０条　この定款に定めるもののほか、当法人の運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第１１章　附則

（最初の事業年度）

第５１条　当法人の最初の事業年度は、この法人の成立の日から平成２９年３月３１日までとする。

（設立時の役員）

第５２条　当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次に掲げる者とする。

設立時理事	堀井孝一	森川　卓	小村　博	菅原充史
	千種康一	平岡晋輔	井内卓嗣	川本　武
	北畠　隆	播戸　健	堤田　宏	弘野俊彦
	中島孝生	山田圭一	野中崇好	渡邉和人
	平田全孝	湯山裕之	米澤達一	
設立時代表理事	堀井孝一			
設立時監事	増本忠次	表　慶司		

（設立時社員の氏名又は名称及び住所）

第５３条　設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住　　所　　和歌山市手平３丁目８番４３号
設立時社員　　株式会社　　大　黒

住　　所　　奈良市四条大路２丁目２番２７号
設立時社員　　いわしや森川医療器株式会社

（法令の準拠）
第５４条　本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人大阪医療機器協会設立のため、設立時社員株式会社大黒他１名の定款作成代理人司法書士三栖正和は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

【定款改訂】
令和８年５月 15 日　第２６条(会長任期)規定の一部変更

平成２８年３月１８日

設立時社員　　株式会社　　大　　黒
代表取締役　　堀井　　孝一

設立時社員　　いわしや森川医療器　株式会社
代表取締役　　森川　　卓

定款作成代理人
和歌山市三番丁７４番地　オフィス中川１階
司法書士　　三栖　　正和